

国内経済要録

◇外国為替引当貸付の利子歩合変更

海外金利の変動に伴い、本行は連合王国通貨、スイス連邦通貨、カナダ国通貨およびアメリカ合衆国通貨の手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合をそれぞれ次の通り変更した。

(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
○連合王国通貨表示手形引当貸付		
3月7日	日歩 8厘	日歩 9厘
○スイス連邦通貨表示手形引当貸付		
3月7日	" 6厘	" 5厘
○カナダ国通貨表示手形引当貸付		
3月11日	" 9厘5毛	" 1銭
○アメリカ合衆国通貨表示手形引当貸付		
3月12日	" 7厘	" 8厘

◇米ドルおよび英ポンド建輸入ユーザンス金利の変更

海外金利の変動に伴い、本邦側甲種外国為替公認銀行では、米ドルおよび英ポンド建輸入ユーザンス金利を次の通り変更した。

(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
○米ドル建輸入ユーザンス		
3月11日	年利 5.375%以上	年利 5.625%以上
3月19日	" 5.625%以上	" 5.5 %以上
○英ポンド建邦銀ユーザンス		
3月11日	" 7.375%以上	" 7.125%以上

◇指定通貨の拡大

大蔵省では、外国為替管理法上の現行9指定通貨(注)のほか、さらにその範囲の拡大を検討中であつたが、このほど非居住者勘定の交換性を回復した次の5通貨を追加し、4月1日から実施した。

- (1) オーストリア・シリング
- (2) デンマーク・クローネ
- (3) イタリア・リラ
- (4) ノルウェー・クローネ
- (5) ポルトガル・エスクード

(注) 現行指定通貨

- (1) 米・ドル (2) 英・ポンド (3) カナダ・ドル
- (4) スイス・フラン (5) ドイツ・マルク (6) スウェーデン・クローネ (7) フランス・フラン (8) オランダ・ギルダー (9) ベルギー・フラン。

◇輸入ユーザンス適用品目の拡大

大蔵省では、このほどポンド等の非居住者勘定の交換性回復に伴い、輸入ユーザンス適用品目の通貨別差別を廃止して、従来のドル・ユーザンス適用品目(17品目)をポンド・ユーザンス適用品目(34品目)並みに拡大するとともに、新たにマニラ麻などの27品目を追加、この結果適用品目を60品目(1品目については品目統合)として4月1日から実施した。

なお、従来ユーザンスの適用は信用状に基く荷為替手形の場合に限定されていたが、今後は信用状なしの荷為替手形の場合にも認めることとし上記と同時に実施した。

◇昭和34年度上期外貨予算の決定

政府は3月30日の閣僚審議会で、昭和34年度上期外貨予算を総額2,398百万ドル(前期2,213百万ドル、前年同期2,024百万ドル)と決定した。その概要は以下の通り。

(1) 輸入貨物予算

今次予算編成に当つては、外貨収支が順調に推移している折から、資金面の制約はほとんどなく、問題の焦点はもつぱらAA制拡大を中心とする貿易自由化措置ならびに需給上とくに問題のある物資(石油など)に対する取扱の問題に絞られたが、結局本予算1,741百万ドル(前期比109百万ドル増)、予備費200百万ドル(同75百万ドル増)、計1,941百万ドルと前期比184百万ドルの増加となつた。特色は次の通り。

- (1) AA制品目の拡大については、国内産業の受入体制になお整備の余地が残されているほか、国際収支の先行きおよび通商政策上にも問題があるため、さしあたり綿糸くず、綿ぼうろなど制限付AA制品目をグローバルのA

34年度上期外貨予算規模

(単位・百万ドル)

区 分	34年度上期	前期最終予算 比 増 減
輸入貨物予算	1,941	184
本 予 算	1,741	109
うち F A 制	1,161	—
A A "	580	110
予 備 費	200	75
貿易外支払予算	458	1
本 予 算	408	※ (43)
予 備 費	50	19
合 計	2,398	20
		185

(注) ※ () 内は前期のIMF返金62.5を除いた実質ベース比較。

A制にするほか、コプラなど26品目をFA制からAA制に移行する程度にとどめた。

(ロ) 物資別には、重油および砂糖につきそれぞれ石炭不況対策ならびに国内でん菜糖育成の見地からかなり削減されたが、それ以外の物資については概してゆとりのある予算が計上された。

(2) 貿易外支払予算

今後の輸入増加予想に伴う運輸関係予算の増額に加え、海外渡航の制限緩和、商社交互計算項目の拡大、非居住者

円勘定の海外送金の制限緩和が実施(4月1日から)されるため、一方では前期のIMF借入金返済額相当分だけ減少するにもかかわらず前期並みの予算額となつた。

◇昭和34年度予算の成立

昭和34年度予算は、3月31日政府原案通り成立した。一般会計歳入歳出予算、財政投融资資金計画の主な内容および規模は下表の通りである。

昭和34年度予算の概要

(単位・億円)

○ 一般会計歳入歳出予算

○ 財政投融资資金計画

区 分	34年度予算額	33年度予算額(当初)	比較増減
歳入			
租税および印紙収入	11,212	10,259	953
専売納付金	1,201	1,170	31
官業益金および官業収入	161	153	8
政府資産整理収入	150	105	45
雑収入	442	432	10
経済基盤強化資金受入れ	221	0	221
前年度剰余金受入れ	805	1,002	- 197
計	14,192	13,121	1,071
歳出			
社会保障関係費	1,479	1,258	221
文教関係費	1,597	1,439	158
科学技術振興費	225	216	9
国債費	554	672	- 118
恩給関係費	1,229	1,106	123
地方交付税交付金	2,486	2,240	246
防衛関係費	1,537	1,462	75
賠償等特殊債務処理費	323	262	61
公共事業関係費	2,210	1,741	469
うち(治山治水対策事業費)	(421)	(379)	(42)
(道路整備事業費)	(825)	(532)	(293)
住宅および環境衛生対策費	137	124	13
農業保険費	109	111	- 2
貿易振興および経済協力費	38	28	10
中小企業対策費	22	31	- 9
産業投資特別会計へ繰入れ	50	0	50
備費	80	80	0
経済基盤強化資金など	0	436	- 436
雑件	2,116	1,916	200
計	14,192	13,121	1,071

1. 原資見込

区 分	34年度	33年度	比較増減
産業投資特別会計	382	277	105
資金運用部資金	2,928	2,437	491
(うち郵便貯金)	(1,000)	(1,150)	(-150)
簡保年金資金	1,000	858	142
合計	4,310	3,572	738

2. 資金計画

区 分	出 資	融 資	公募借入金	合 計
民間への資金供給				
開発銀行	-(10)	450(315)	-()	450(325)
電源開発会社	50(90)	350(254)	-()	400(344)
輸出入銀行	70()	290(80)	-()	360(80)
北海道東北開発公庫	-()	60(75)	60(35)	120(110)
農林漁業金融公庫	70(80)	215(115)	-()	285(195)
国民金融公庫	-()	250(235)	-()	250(235)
中小企業金融公庫	-()	275(275)	-()	275(275)
住宅金融公庫	45(25)	285(248)	-()	330(273)
住宅公団	75(37)	77(175)	200(100)	352(312)
道路公団	-()	84(104)	65(23)	149(127)
その他	72(35)	247(205)	48(30)	367(270)
計	382(277)	2,583(2,081)	373(188)	3,338(2,546)
政建府設専事投資				
国鉄	-()	265(200)	240(85)	505(285)
電気公社	-()	25(35)	25()	50(35)
道路整備	-()	78(54)	-()	78(54)
その他	-()	127(75)	-()	127(75)
計	-()	495(364)	265(85)	760(449)
地方債	-()	850(850)	250(150)	1,100(1,000)
合計	382(277)	3,928(3,295)	888(423)	5,198(3,995)

(注) カッコ内は33年度当初計画。

◇政府短期証券の発行限度引上げ

今31国会において、下記の通り政府短期証券の発行および一時借入金の借入れに対する最高限度額が引き上げられた。

○大蔵省証券の発行および一時借入金の限度(大蔵省証券)

改正前 200億円
改正後 500 " } 34年3月31日成立
根拠規定……一般会計予算総則)

○外国為替資金特別会計における証券発行および一時借入金の限度(外為証券)

改正前 2,500億円
改正後 3,500 " } 34年3月31日成立
根拠規定……特別会計予算総則)

○糸価安定特別会計における証券発行および一時借入金の限度(蚕糸証券)

改正前 70億円
改正後 275 " } 34年3月25日成立
根拠規定……糸価安定特別会計法の一部を改正する法律

(注) 食糧管理特別会計における証券(食糧証券)発行および一時借入金の限度は4,400億円に据置かれた。

◇昭和34年度貯蓄目標額の決定

大蔵省では、昭和34年度の貯蓄目標額を、新年度の経済見通しおよび前年度の貯蓄実績などを勘案して総額1兆6千億円（前年度1兆3千億円）と決定した。なおこれに基づく金融機関別の貯蓄目標額は次の通り。

(単位・億円)

金融機関別	目標額（前年度分）
銀行（信託勘定を含む）	9,550（7,000）
農業協同組合	800（700）
相互銀行	1,100（950）
信用金庫	1,000（950）
郵便局	2,000（2,000）
生命保険	1,200（1,100）
その他（注）	350（300）
計	16,000（13,000）

(注) 水産協同組合、商工組合中央金庫、信用組合、労働金庫。

◇地方交付税法の一部を改正する法律（昭和34年3月31日成立）

改正の内容は、地方税減税の財源を補填するため地方交付税の税率を27.5%から28.5%に引き上げたものである。

◇国税関係諸法律の改正

本年度予算における重点施策の一つである所得税減税のための同税法の改正をはじめ、国税関係諸法律を改正する法律が成立した。改正の主要内容および改正に伴う増減収見込額は下表の通り。

◇地方税法等の一部を改正する法律（昭和34年3月31日成立）

本年度予算における重点施策の一つとして、国税の減税とともに地方税をも軽減せんとするものである。なお、道路整備財源を確保するため軽油引取税は引上げをみた。

改正の主要内容および改正に伴う増減収見込額は下表の通り。

国 税 改 正 の 要 点

(単位・億円)

法 律	主 要 内 容	税 目	増 減 見 込 額	
			34年度	平年度
所得税法の一部を改正する法律 (34年3月31日成立)	① 扶養控除の引上げ(改正前1人目5万円、2、3人目2.5万円、4人目1.5万円をそれぞれ7万円、3万円、3万円に引上げ。 ② 税率……最低税率(10%)の適用限度を5万円から10万円に引上げ。 ③ 退職所得の控除最高限度額を50万円から100万円に引上げ。	所 得 税	- 378	- 422
租税特別措置法の一部を改正する法律 (34年3月31日成立)	① 1年以上の定期性預金、公社債などの利子所得に対する免税の特別措置を10%の源泉分離課税に改正。 ② 投資信託収益に対する減税(6%の源泉徴収)の特別措置を10%の源泉徴収に改正、その他。	所 得 税 そ の 他	70	132
関税定率法の一部を改正する法律 (34年3月20日成立)	国内産てん菜糖の保護育成のため、粗糖の関税を1kg当り14円から41.5円へ引上げなど。	関 税	273	323
砂糖消費税法の一部を改正する法律 (34年3月20日成立)	粗糖の関税引上げに見合い、砂糖消費税を1kg当り46.67円から21円へ引下げ。	砂糖消費税	- 273	323

(注) 上記のほか、「揮発油税法の一部を改正する法律」、「物品税法の一部を改正する法律」、「入場税法の一部を改正する法律」なども成立。

地 方 税 法 等 改 正 の 要 点

(単位・億円)

税 目	改 正 内 容	増 減 見 込 額	
		34年度	平年度
事 業 税	① 個人事業税の基礎控除を12万円から20万円に引上げ。 ② 法人事業税の税率引下げ。	- 85	- 95
市 町 村 民 税	所得税減税に伴い第1課税方式が軽減をみるのに合わせて、第2、3課税方式の税率を改正。	-	- 118
固 定 資 産 税	制限税率を2.5%から2.1%に引下げるとともに、土地、家屋などの免税点を引上げ。	- 16	- 16
軽 油 引 取 税	税額を1kl当り8千円から12千円に引上げ。	42	44